

樹木管理等作業委託 特記仕様書

第1章 一般共通事項

1. 適用範囲

- 1) この特記仕様書は、枚方市が発注する樹木移植・樹木植栽・剪定整枝・低木整枝・支障木伐採作業等に適用するものとする。
- 2) 業務の実施については、大阪府都市整備部監修の最新版土木請負工事必携（共通仕様書とする）及び本仕様書等によるものとする。
- 3) 業務の実施にあたっては、実施行程表を提出し市監督員と協議のうえ実施すること。
- 4) 業務について受注者は、本仕様書並びに作業注意事項を確認し、業務責任者並びに主任技術者は移植・植栽・剪定・伐採・低木整枝技術の向上をはかり安全作業を遂行すること。
また、業務責任者に関しては、作業員の健康状態を常に把握し作業に従事させるとともに、事故・ケガ等がないよう配慮すること。

2. 法令等の遵守

業務の実施にあたり、受注者は建設業法・道路交通法・都市公園法・騒音規制法・労働基準法・廃掃法・職業安定法・労働者災害補償保険法・その他関係法規及び発注者の条例、規定等業務実施に関する諸法令規則を遵守すること。

- 業務使用車両については、自動車NOx・PM法（車種規制）等規制条件を満たしておくものに限る。
なお、本業務受注者であることを明確にするため、社名入り車両にて確認ができるようにすること。

3. 疑義

特記仕様書及び設計図書等に疑義のある場合もしくは業務上必要な事項で記載のないものについては、別途協議の上定めるものとする。

4. 苦情・要望等の処理

業務の実施にあたり、関係官公署及び地元代表者・周辺住民等と協議する必要がある場合は、速やかに市監督員と協議を行うこと。

また、苦情・要望等を受けたときも速やかに市監督員に連絡すること。

5. 安全管理

- 1) 作業区域内外の安全管理については、作業区域周辺に利用者が立ち入り、事故等が起きることのないよう十分に現場を把握し良好な現場管理を行うこと。
- 2) 作業中は安全確保のため、通行人・車両の誘導を行い、建造物等に損傷を与えないよう十分注意すること。
- 3) 路線（路上）作業では危険防止のため、交通誘導員・カラーコーン等を設け道路協議書に基づく安全管理を行い作業すること。
- 4) 路線（路上）作業では、危険防止のため交通誘導員を作業箇所前後に1名ずつ（合計2名）配置するものとする。
- 5) 高所作業車及び重機を使用する際は、危険防止のため交通誘導員を作業箇所前後に1名ずつ（合計2名）配置するものとする。
- 6) 現場作業員は安全（防護衣・防護具等の使用）重視し作業すること。
- 7) 受注者は作業などを行う際の飛び石等が通行人及び近隣家屋、その他施設等に被害を及ぼすことが無いように養生を行い、十分注意して作業を行うこと。

6. 提出書類

- 1) 提出書類については、提出書類一覧表（枚方市ホームページ参照）をもとに作成し、期日内に提出すること。
- 2) その他提出書類については、監督員指定の様式にて作成するものとする。

7. 写真管理

- 1) 業務写真は、作業前・作業中・作業後（集枝・積込）の3枚（5枚）一対とし、同一場所（同一風景）で撮影するものとする。
- 2) 業務写真は、原則として一箇所当り（作業前・中・後 三枚で一対）を作業範囲にもよるが概ね2～5対程度撮影するものとし、数日間にわたる作業についても作業中の写真を毎日撮影するものとし作業完了後速やかに提出すること。
- 3) 業務車両を含める写真については必ず社名が確認できるよう撮影すること。
処分状況写真も同等とする。
- 4) 黒板は、業務名等・箇所番号・箇所名・月日・作業内容・作業（前・中・後・集枝・積込・塵芥・処分）を明確に明記すること。
- 5) 業務写真には、作業風景及び各路線・路上にて交通誘導員を配置するとともに、必ず配置人員全員が写るよう明確に撮影すること。
- 6) 剪定枝等搬入については、処分毎に撮影し添付すること。
- 7) 電子黒板（アプリ）を使用しての写真管理は不可とする。

8. 作業終了に伴う検査（監督職員）

- 1) 検査を受けようとする箇所は、受注者によってあらかじめ検査を受けられる状態にして監督職員に連絡し検査日を設定する。
- 2) 検査は、出来栄え並びに清掃状況等、本仕様書に基づいて行うものとする。
また、基準として監督職員と受注者で行うものとする。
- 3) その作業が基準（各仕様書事項）に満たない場合は監督職員と総括監督員との協議のうえ、受注者の説明を要求し然るべき措置を講じてもらうこととする。

9. 工期終了に伴う検査（検査員）

- 1) 完了検査は、工期末日までに整備された書類を提出し、その書類を以って検査員が本業務の検査をするものとする。

10. 契約金支払いについて

- 1) 完了払い
本業務にかかる契約金の支払いは、検査完了後に完了払い金請求書をもって支払いとす。

11. 剪定枝等搬入（みち・みどり室が発注するものに限る）

- 1) 各現場から発生する剪定枝等は、受注者の責任において分別し搬入すること。
- 2) 剪定枝等の搬入にあたって、他の業者・周辺住民等の第三者とのトラブルを起こさないよう注意すること。
また、出入り口付近では交通に注意し、事故等絶対に起こさないこと。
- 3) 搬入地が受注者の責に於いて使用不可となった場合受注者の責任において復旧すること。
- 4) 剪定枝等搬入積み下ろしについては受注者で行うこと。
- 5) 出入り口の施設については受注者の責任に於いて行うこと。
- 6) 搬入場所に持ち込めるもの
剪定枝・刈込枝・その他みち・みどり室が許可するもの
なお、搬入に際しては1mまでの長さに木挽きし搬入すること
- 7) 幹（直径10cm以上）のものに対しては、1m以上の長さで搬入し、指定の場所に積み下ろしすること。
- 8) 搬入場所に持ち込めないもの
舗装ガラ・土塊・空き缶・支柱杭・ゴミその他粉碎業務（リサイクル）不可能な物。

9) 搬入場所・時間

中部区画 3 号公園予定地 枚方市東田宮 1 丁目 19 番地内(枚方高校南側)
搬入時間は平日の 9:00～17:30 を厳守すること。

第 2 章 業務関係

1. 一般共通事項

業務実施は、第 1 章・1 に基づき行うこと。

2. 管理業務

1) 樹木移植

本作業は、市監督員と協議した場所に樹木を移植するものである。

作業実施にあたり、市監督員と協議し、樹木の性質や根の状況を熟知したうえで掘り取り・根巻き・運搬・土壌改良・植込み・支柱立込み・灌水等の一連の作業を適切に行うものとする。

2) 植栽

本作業は、市監督員と協議した場所に樹木を植栽するものである。

作業実施にあたり、樹木の性質や状態を十分把握した上で、配植、植穴掘り、植付け、植戻し、養生までの一連の作業を行うものとする。

また、埋め戻し作業には肥料・土壌改良材等の混入も含む。

3) 樹木剪定整枝

本作業は、台風・害虫等の被害を防止するとともに、樹木の正常な生長を阻害しない範囲で外観的な樹形の乱れを防ぎ樹高・樹冠等を整え、樹冠内部の通風・採光を良くし、樹木の枝条を美しく見せるために行う。

作業実施にあたり、樹木それぞれの性質・形状を熟知したうえで監督職員と協議し、切り詰め・枝抜き・切返し・幹吹き・ヒコ生えの除去等の作業を行うものとし、樹形が不揃いにならないようにすること。

4) 低木整枝

本作業は、樹木的美観を一定に保つため、樹冠を刈り取り整形するものとする。

樹木の表面の枝葉を密にし、通風・採光を良くし、病虫害などに対する抵抗力を強めるものである。

作業実施にあたっては、その機能・形状に応じて集団としての美観を維持するように樹種の特性に配慮しながら監督職員と協議のうえ行うこと。

- 低木整枝(玉物)

株立ち・一本立ちを問わず球状・半球状に仕立ててあるものに適用する。

- 低木整枝(寄せ植え)

寄せ植えされた低木が高さよりも平面的に広く植栽されたものに適用する。

5) 支障木伐採

本作業は、枯損木及び管理上支障となる樹木を伐採するものである。

作業の実施にあたっては、根元から鋸、チェーンソー等で切り倒すものであるため、作業者は足元を整理し十分な安全策を講じ作業すること。

なお、伐採木の根株は、人が躓いたりする危険のないよう地際より処理するものとする。その方法は、監督員との協議によるものとする。

6) 樹木幹吹き(ヒコバエ)剪定

本作業は樹木の生長を阻害しないよう、ヒコ生え・幹吹き等の除去を行うものである。

7) 現地発生品の処分

作業に際し、現場発生品の処分方法については、関係法令及び条例等を遵守し処分す

ること。

a) 処分共

処分費が計上されている場合については、交野市青山地区「榊前田造園」または大東市大字竜間地区「榊都市樹木再生センター」のどちらかと契約後、受注者が搬入(運搬)し処分(再資源化)すること。

積算上、運搬距離は片道6.5kmを見込んでいる。

b) 業務完了後には、処理証明書を提出すること。

c) 処分費が計上されていない場合については、中部区画3号公園予定地に運搬搬入すること(みち・みどり室が発注するものに限る)。

第3章 その他

1. その他

- 1) 受注者は、着手日・完了日・休日等重要事項は、必ず市監督員に連絡すること。
- 2) 安全対策、住民対策等については受注者で行うこと。
- 3) 労務単価については、令和2年度公共工事設計労務単価を計上しております。
- 4) 本市は、第2次枚方市環境基本計画のめざすべき環境像「みんなでつくる、環境を守りはぐくむまち 枚方」の実現に向けて、市民・事業者と連携・協力を図りながら、積極的に環境保全の取り組みを進めるため平成27年10月1日「枚方市環境方針」を策定した。業務に関しては、別紙「環境方針」を参考に十分環境に配慮され執行されたい。

枚方市環境方針

< 基本理念 >

枚方市は大阪と京都の中間に位置し、東部に生駒山地から男山丘陵に伸びる森林等が広がり、西部は古くからの交通の要衝として、人と自然がかかわる長い歴史の中で豊かな自然と文化を育んできました。

私たちの日常生活や経済活動は、こうした身近な環境だけでなく、地球温暖化をはじめとする地球環境にも大きな影響を及ぼしており、可能な限り環境負荷を低減し、持続可能な社会を実現することが重要な課題となっています。

本市は、多くの先人たちによって築き上げ、守られてきた恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐために、第2次枚方市環境基本計画のめざすべき環境像「みんなでつくる、環境を守りはぐくむまち 枚方」の実現に向けて、市民・事業者と連携・協力を図りながら、積極的に環境保全の取り組みを進めていきます。

< 基本方針 >

1. 本市独自の環境マネジメントシステムの運用により、環境負荷の継続的な低減を図ります。
2. 第2次枚方市環境基本計画に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進します。
3. 事業活動のあらゆる面において、環境に配慮を行い、すべての組織で率先した環境保全の取り組みを追求していきます。
4. 環境に関連する法令や協定等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
5. 職員の環境意識を高め、自ら考え、環境に配慮した行動が実践できるように研修を実施します。
6. 環境方針は、すべての職員に周知するとともに、市民等に公表します。

平成27年10月1日

枚方市長 伏見 隆